

農業農村整備事業における「運搬費及び準備費の設計変更の運用」

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じる工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、受注者から協議のあった工事を対象として設計変更により対応できることとする。

2 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について

(平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知)」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

費目		費用	内容
共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用
	準備費	伐開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開、除根、除草作業に要する費用

3 主な契約変更手続

- (1) 発注者は、契約締結後、受注者から工事打合簿による協議があった場合、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を受注者に提示する。
- (2) 受注者は、(1)により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式1」という。）を作成するとともに、様式1に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (5) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「算定基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (6) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (7) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

附則

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

令和4年7月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	運搬費	建設機械の 運搬費	建設機械の運搬等に要す る費用	
	準備費	伐開・除 根・除草費	準備作業に伴う伐開、除 根、除草作業に要する費用	
合 計				